

県民生活・土木交通常任委員会

- ◎ 開催日時 平成 29 年 7 月 5 日（水） 10 時 00 分～12 時 25 分
- ◎ 開催場所 第二委員会室
- ◎ 説明員 土木交通部長および関係職員
- ◎ 議事の概要

【土木交通部所管分】

1 付託案件

- （１）議第 76 号 平成29年度滋賀県一般会計補正予算（第 2 号）のうち土木交通部所管部分について

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

- （２）議第 80 号 滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

2 所管事項調査

- （１）報第 3 号 平成 28 年度滋賀県繰越明許費繰越計算書のうち土木交通部所管部分について

- （２）公益法人等の経営状況説明書について

出資法人の経営評価の結果について

公益財団法人 滋賀県建設技術センター

信楽高原鐵道株式会社

委員からは、職員や収入が減っておりプロパーも高齢化しているという課題もある中で、平成 25 年に上下分離方式としてから 5 年目に入り、新たな中・長期の経営方針を考える時期に来ているのではないか、などの意見が出された。

滋賀県道路公社

- （３）信楽高原鐵道株式会社の経営再生にかかる進捗状況等について

(4) 水防法の改正を踏まえた洪水浸水想定区域の指定について（野洲川上流・杣川）

委員からは、県が進めている流域治水では 200 年に 1 回の確率の雨による浸水警戒区域を示しているが、今回の水防法による洪水浸水想定区域は 1,000 年に 1 回の確率の雨によるもので、地域住民がどちらを参考としたらよいのか混乱しないようにしていただきたい、などの意見が出された。

3 一般所管事項調査



委員会で配付された資料

- 1-1 平成 29 年度 6 月補正予算 主な事業概要（土木交通部）
- 1-2 平成 29 年度 6 月補正予算 債務負担行為に係る施工箇所等
- 2 滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案について
- 3 出資法人経営評価の結果について
- 4 信楽高原鐵道株式会社の経営再生にかかる進捗状況等について
- 5 水防法の改正を踏まえた洪水浸水想定区域の指定について（野洲川上流・杣川）